

第85回  
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会  
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 85 回（平成 29 年度第 4 回）  
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 29 年 7 月 19 日（木）午後 1 時 30 分

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 報告事項

①景観農業振興地域整備計画について（農村整備課）

資料 1

②近江八幡市地域公共交通会議(6 月 23 日)について（茶野委員）

資料 2

③公共施設等マネジメント推進委員会(6 月 27 日)について（仙波委員）

資料 3

④地域福祉計画より

- ・ 東部地域包括支援センターについて
- ・ 移動支援の補償について

資料 4

⑤安土学区まちづくり協議会・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について  
安土学区 善住委員、老蘇学区 澤 委員

参考 1

4. 協議事項

近江八幡市市民自治基本計画について  
～地域の課題について考える

5. その他

（連絡事項等）

次回会議運営部会は、 8 月 8 日（火） 午前 9 時 30 分から  
8 月定例会は、 8 月 24 日（木） 午後 1 時 30 分から

6. 閉 会

## 会議録

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ●会議の名称                           | 安土町地域自治区地域協議会 第 85 回（平成 29 年度第 4 回）定例会  |
| ●開催場所                            | 近江八幡市安土町総合支所 3 階旧議員控室   |
| ●開催日時                            | 平成 29 年 7 月 19 日（水） 13:30～15:45   |
| ●出席者<br>（委員等）<br>（事務局）<br>（説明者等） | 安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、可須水弘美委員、小杉稔委員、澤秋男委員、善住元治委員、仙波謙三委員、中澤栄子委員<br>地域協議会事務局 安土町総合支所住民課…万野理事、重田参事、助野副主幹<br>産業経済部農村整備課…小西次長、助野課長補佐  |
| ●議題及び議事                          | 報告事項 景観農業振興地域整備計画について（農村整備課）<br>協議事項 近江八幡市市民自治基本計画より地域の課題について考える  |
| 事務局                              | 第 85 回安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。開会に際しまして会長よりご挨拶賜ります。  |
| 会長                               | （あいさつ）  |
| 事務局                              | ありがとうございました。<br>本日の会議につきまして、矢場委員、横川委員から会長あてに欠席の連絡がございました。また、宗野アドバイザーから会長あてに欠席の連絡がございました。宗野アドバイザーにおかれましては、「会議内容等で疑問点が生じた場合には、後日、回答させていただきます。」との伝言がございました。<br>「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第 11 条第 3 項の規定に基づき本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。<br>これより議事に入らせて頂きます。議長は同じく協議書の規定に基づき会長にお願い申し上げます。 |
| 会長                               | 規定に基づき議長を務めます。なお、会議は 15 時 30 分までに終了を予定しておりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。<br>会議次第に基づき、前回（6 月 22 日）の定例会以降の地域協議会の活動について経過報告を行います。まず、広報編集部会の活動について部会長から報告願います。  |
| 広報編集部会長                          | 7 月 15 日付けで地域協議会だより第 42 号を発行し市広報誌 7 月 15 日号と併せて全戸配布いたしました。なお、本日会議終了後、広報編集部会を開催します。部会委員の皆様は出席をお願いいたします。  |

会長

ありがとうございます。

ご報告いただきました広報編集部会の内容について、ご意見、ご質問等ございませんか。

無いようですので、7月5日開催の会議運営部会について報告いたします。

本日の会議次第の内容について審議いたしました。

報告事項として、1点目の「景観農業振興地域整備計画について」は合併協定項目の未調整項目2つの内の1つです。農村整備課より報告いただきます。

2点目として、6月23日の「近江八幡市地域公共交通会議について」は茶野委員より報告いただきます。

3点目として、6月27日の「公共施設等マネジメント推進委員会について」、仙波委員より報告いただきます。

4点目として、先月の定例会で「地域福祉計画について」説明いただいた中のご質問等について事務局より資料に沿って報告いただきます。

最後に、安土学区まちづくり協議会の活動、老蘇学区まちづくり協議会の活動について報告いただきます。

協議事項として「近江八幡市市民自治基本計画について」、の内容に基づき地域課題を考える機会にしたいと思います。

その他として、先進地事例について宗野アドバイザーより情報提供がございましたので事務局より報告いただきます。

以上が会議運営部会で決定した内容です。この内容に関して、ご意見、ご質問等はございませんか。

無いようですので会議次第に沿って議事を進行いたします。

なお、意見箱の意見でございますが今般は0件でございました。

それでは、報告事項の1点目「景観農業振興地域整備計画について」農村整備課から報告いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

農村整備課

農村整備課次長です。

旧近江八幡市と旧安土町が市町合併した際に、合併協定項目の一つに「景観農業振興地域整備計画」を策定するという項目がございました。このことは近江八幡地域での西の湖周辺を対象として策定された経過がございます。

その計画を安土地域まで広げて行こうという方針で決められたものでございます。市町合併後7年余りの間に関連する法令等が制定され整備計画の項目の全てが補完された経過がございます。

この件につきましては去る6月28日に開催いたしました市の部長会において完了の方針を出ささせていただきました。詳細については担当から説明させていただきます。

農村整備課

(資料に基づき説明)

○「景観農業振興地域整備計画」とは

景観法に基づく景観計画に位置付けられ、景観計画区域内の農業振興地域において農振整備計画を達成するとともに景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備方針を定めたものでございます。

○計画で定めていること

- ①水田農業の持続性の確保
- ②昔の姿を残す島状の農地の保全、水路の維持管理
- ③様々な方策による耕作放棄地発生防止
- ④ヨシ生産とヨシ原の保全
- ⑤景観と調和のとれた農業用施設
- ⑥地域独自の風景を活かした農産物のブランド化

○経過

当計画は、景観法に基づいた計画であることから平成17年に水郷風景計画を策定した区域であります白王町、円山町、北之庄町の一部の区域を設定して策定しております。

その後、平成28年度に本市の都市計画課において全市の風景計画が策定されたことにより合併協定項目であるところの「西の湖全域を区域とした計画を策定する」ことについての体制が整った次第でございます。

○現況

しかしながら、計画策定後10年が経過し様々な計画や施策が整備されてきたことにより景観と調和のとれた良好な営農条件の確保が可能となりました。

特に、滋賀県が平成29年3月に策定された琵琶湖保全再生施策に関する計画においては当計画で定めた項目をほぼ網羅しています。

策定当時にあった計画を策定するための補助制度がなく、さらに事業に対する補助メニューが無いことから、計画策定のメリットも無くなりました。

○結論

「当計画で定めている要件が他法令等により補完できるようになったことから合併協定項目の調整が完了した」と考えております。

会長

ありがとうございました。委員の皆さんからご質問、ご意見等ございませんか。

副会長

市はいろんな施策を早くから対応され進めていたということになりますね。

農村整備課

「景観農業振興地域整備計画」については、旧近江八幡市が全国で第1号の計画策定となっております。その意味では進んでいたと言ってよいと思います。

会長

市町合併時に、「この計画を安土町域まで拡大しよう。」という考えであったが、その後平成23年から順次いろいろと施策が講じられ、現時点においては網羅できているのですね。合併協定項目に挙げておられたのですが、最大の決めるは滋賀県の「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を持ちまして、ほぼ全編に亘り当初計画されていた項目は網羅されたということです。私どもの任務に合併協定項目の検証、確認がございます。残る2点の内のこれが1点になります。後の1点の市の歌が策定されますと合併協定項目は全て完了ということになります。合併協定項目が完了したというのが市としての考え方だと思います。委員各位から何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでございます。地域協議会として、「景観農業振興地域整備計画について」の合併協定項目は完了ということでご異議ございませんか。

委員各位

(異議無し)

会長

それでは地域協議会として、「景観農業振興地域整備計画について」の合併協定項目は完了でご異議なしとさせていただきます。

農村整備課の皆様、ありがとうございました。

報告事項2点目です。「近江八幡市地域公共交通会議」副会長より報告いただきます。

副会長

(資料に基づき説明)

○市民バスの年間利用状況について(安土町地域を含む)

年間利用者数の合計は毎年増えている

安土南・金田コースは平和堂フレンドマート前、郵便局前に停車できるようになった。

○近江バスが竜王の岡谷線を延伸した。

(新工業団地への乗り入れのため)

会長

赤コンバスだけでなく、他のバス会社等も運行について提案されるのですね。

副会長

そうです。タクシー会社も運転の話し等をされました。赤コンバスについては、安土地域の中で循環する経路が新設されると長く乗らなくてもいいし便利だという意見を述べました。

- 委員 私も自治会からの選出で同公共交通会議に出席しましたが、赤コンバスの安土地域の中を循環してもらえたらという意見を出していただけて良かったと思っています。
- 委員 (資料に基づき説明)  
平成 29 年 3 月に総合管理計画が策定され、市の公共施設の今後 40 年間及び当面する 10 年間の取り組みについて決定されました。目標数値としては今後 10 年間で 7%の削減をし、40 年間で 3 分の 1 削減を達成するとのことでした。  
平成 29 年度から平成 30 年度の 2 年間をかけて個別施設計画を具体的に詰めて行くこととなります。  
全部で 242 の市の公共施設について現状、築年度、構造、耐用年数、床面積、利用状況等を整理して個別の施設毎に計画を立てるとのことでした。  
計画策定の推進体制として、「市議会」、「外部組織」、「市民」、からの意見を集約して進めたいとのことでした。  
スケジュールとしては 1 年後に原案をまとめパブコメを行います。最終的には来年の 12 月以降に住民説明会等を行う予定とのことでした。  
最初の 2 年間（平成 29 年度～平成 30 年度）で個別の施設計画を策定し、残り 8 年間で計画を実行するとのことでした。  
今まで活用していたので、同じようにして継続して欲しいだけでは前向きな議論にはなりません。
- 委員 旧の安土町保健センターの施設はどうなりますか。
- 委員 対象施設に挙がっていますが、個々の施設がどうなるかは具体的には何も決まっていないです。具体的にどうするかはこれからです。
- 会長 安土地域の市の公共施設の今後の利活用について所管の担当課に聞いてみることも大切なことだと思います。
- 委員 40 年間で全体の 3 分の 1 の削減が目標ですから、先ず廃止する方向、または他の施設との統廃合や地元や民間への払い下げ等が基本的な考え方だと思います。
- 会長 統廃合する方向が効果的だと思います。利用率が高まることと維持管理費の効率化も図れると思います。
- 委員 そうなると問題になるのが移動手段です。

会長                   これから人口減少化の中で、施設を利用する市民の立場で言うと場所が遠くになると施設に行く方法を考えなければなりません。施設の統廃合は人口減少の観点からやむを得ないことだと思います。施設に行く交通手段をどう確保するかが一番の課題になります。

委員のみなさんはどうお考えでしょうか。

会長                   例えば、「安土文芸の郷グラウンドが統廃合で無くなる。」とした場合に、単に「存続して欲しい。」という理由だけではだめですね。

会長                   「近江八幡地域の施設までは遠いので存続してください。」という理由だけではだめだと思います。

気になることは、所管の担当課にお話しを聞く機会を持って行かないと頭ごなしに「こうしてください。」ではなくて、まずは「今どのような状況なのか。」というような確認が必要だと思います。

例えば「保健センターが安土地域にどうしても必要です。」ということであれば何か複合的なものを活かしながらでないといけない。そういうことで時間が有って無いようなものですが、「あれが無くなって気になるな」ということでしたら所管の担当課を招聘して内容を聞きながら具体的に考えることが大切であると思います。

他にございませんか。無いようですので仙波委員ありがとうございました。

報告事項の4点目、「地域福祉計画より」を事務局からお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

「地域福祉計画より」

・東部地域包括支援センターについて

近江八幡市の地域包括支援センターは、介護保険法第115条の4第4項の規定による「近江八幡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施にかかる人員等の基準に関する条例」に基づいて、市内3箇所に設置されている。

①中北部地域包括支援センター（北之庄町）

担当地区（八幡・島・岡山・沖島） 第1号被保険者（6,247人）

保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名

②東部地域包括支援センター（長田町）

担当地区（金田・馬淵・武佐・安土・老蘇）

第1号被保険者（8,655人）

（うち安土・老蘇3,211人、金田・馬淵・武佐5,444人）

保健師 1 名、社会福祉士 2 名、主任介護支援専門員 1 名

③西部地域包括支援センター（江頭町）

担当地区（桐原・桐原東・北里） 第 1 号被保険者（6,147 人）

保健師 1 名、社会福祉士 1 名、主任介護支援専門員 1 名

※第 1 号被保険者（65 歳以上）の人口は平成 28 年 3 月 31 日現在

圏域の考え方

高齢者人口や社会資源の状況等を勘案して設定しており、単純に第 1 号被保険者が 6,000 人を超えているから圏域を分けるということではない。地域の様々な状況から総合的に判断している。

・移動支援の補償について

社会福祉法人全国社会福祉協議会で「送迎サービス補償（傷害保険）」というサービスがあります。

加入の条件は、市社会福祉協議会に登録していること。

サービスのプランには

A：加入者を特定してかけるタイプ

B：自動車を特定してかけるタイプ の 2 種類があります。

会長 近江八幡地域だけの利用ですか。

事務局 市社協安土支所に確認しましたところ安土地域での利用もあるとの事です。

会長 市社会福祉協議会に加入ということですが自治会はどうですか。

事務局 加入対象者としまして、チラシに記載されています。社会福祉法人、NPO 法人、地方公共団体、その他福祉サービスを通じて地域福祉活動の推進に取り組む団体とあります。

会長 市社会福祉協議会が認めないと入れないのですね。

委員 営利目的はだめということですね。

副会長 送り迎えを個人的にされている人は登録されたらよいのですね。

会長 市社会福祉協議会に登録しないといけないですね。

副会長 地域包括支援センターですが、安土地域は 65 歳以上が 3,211 人おられたら 3,000 人以上 6,000 人未満なら、安土中学校区として単独で、職員は 3 人置いてもらえるのではと思います。

安土地域を除く金田学区、馬淵学区、武佐学区の東中校区だけでも 5,444 人おられたら東中校区単独で別に 3 人置いてもらえると思います。

会長 6 月定例会で福祉政策課からご説明もありましたが、市の例規（条例、規則等）の定めにより設置箇所が限られていると思います。

副会長 これから要支援者が増えますよね。

会長 そうですね。支援が必要な方が今後増えて行くというのは想定できますね。その上でどう考えるかですね。

副会長 安土地域に単独で地域包括支援センターを設置していただけたら、安土地域のお年寄りは助かりますよね。

委員 地域包括支援センターの役割は確かに大切です。

委員 市社協の安土支所にケアマネジャーがおられるので相談しています。

委員 各集落でケアマネジャーのような役割を担える人材の育成が必要だと思います。まずは、安土学区、老蘇学区で学区が中心となって各集落のお年寄りの介護の支援に重きを置く必要があると思います。

委員 結局、安土学区にしても老蘇学区にしても学区の社会福祉協議会がコミセンに無いんですよね。他の学区は学区毎に社会福祉協議会が有るでしょう。

委員 まずはそこからですね。

会長 安土地域であれば、相談はひまわり館の社会福祉協議会に相談されることが多いと思います。

地域包括支援センターができたので、「地域包括支援センターに相談に一度行かれては。」と言われる場合もありますか。

委員 担当者が居られないので、「ひまわり館に行ってください。」で終わります。

|     |   |
|-----|---|
| 会長  | <p>確かに6月定例会の際に、地域包括支援センターの詳細内容等は担当課に確認願いたいと福祉政策課からのご返答もありました。</p> <p>福祉の諸課題について系統立てて安土地域に係る課題を整理する観点から担当課である長寿福祉課を招聘して説明いただく必要があると思います。</p> <p>まずは、現況について近江八幡市社会福祉協議会の安土支所を招聘して安土地域に単独の地域包括支援センターが必要かどうか等についてご意見をお聞かせいただくことも有意義なことだと思います。</p> |
| 副会長 | <p>困っている方を支援するという面からも、私は安土地域に地域包括支援センターがあればよいと思います。</p>   |
| 委員  | <p>気軽に相談できる組織が必要。</p>   |
| 会長  | <p>そうです、支援を必要とする方が相談には行けないのであれば、集落内での見守りの一環として相談に行ける窓口が必要です。</p>  |
| 委員  | <p>各集落には、いろんな委員さんがおられます。</p>  |
| 副会長 | <p>民生委員・児童委員さんとか、福祉協力員さんとか。</p>   |
| 委員  | <p>安土学区と老蘇学区で65歳以上の方が3,211人とのことですが、今年度はどうですか。</p>   |
| 事務局 | <p>人口の数値は平成28年3月31日現在の「市民自治基本計画」の資料を引用しております。今現在も増えているとは思われます。</p>  |
| 会長  | <p>先程も申しましたが、地域包括支援センターのあり方について担当課に説明をお願いします。それまでに、もう少し勉強する意味も含めて現況について市社協安土支所にお話を聞かせていただくということでしょうか。</p>   |
| 委員  | <p>それでよいと思います。地域包括支援センターは法律に準拠したものですよね。それと同時に、これからの福祉や高齢化の問題等を地域で考えなければなりません。</p>   |
| 会長  | <p>市社協安土支所を招聘するのでしたら、民生委員・児童委員さん、福祉協力員さんの現状と社会福祉の立場で今後の高齢化社会を見渡して、どのような課題をお持ちなのかを訊ねることも大切ですね。</p> <p>市社協安土支所としてどんな取り組みをされていて、どんな課題をお持ちなの</p>  |

か、我々としても勉強させていただきたいですね。それと移動支援の補償の状況についても利用団体や契約内容等を聞かせていただきたいと思います。

委員の方から他にご意見等ございませんか。無いようですので、この件については以上といたします。

次に、「安土学区まちづくり協議会と老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について」です。

安土学区について委員より報告をお願いします。

委員

(報告)

主な行事

経過 7月 2日 西の湖一斉清掃

7月13日 歌声喫茶

予定 7月22日 外来魚さかな釣り大会(西の湖周辺)

子ども会わくわく映画会(7月26日、8月2日、8月9日)

7月30日 こどもデイキャンプ(安土B&G海洋センター)

8月24日 ヨシ灯り展作品づくり

8月26日 夏休み!宿題ピンチ大作戦

8月26日 安土コミセン昭和な夏祭り

会長

今の報告について質問等ございませんか。無いようですので続いて老蘇学区の報告をお願いします。

委員

(報告)

経過 6月23日 滋賀大生と行う老蘇のまちづくり(宗野ゼミ)

6月24日 住みよいまちづくり人権推進講座「介助犬講座」

7月 8日 市長車座談義(老蘇コミュニティセンター 参加約50名)

主な行事

予定 7月29日 ヨシ灯りをつくろう

8月 5日 老蘇ビオトープまつり

会長

只今の老蘇学区の報告で、ご意見ご質問ありますか。

委員

7月8日の市長車座談義は老蘇学区全体でされたのですか。

委員

老蘇学区全体で実施されました。

会長

今の報告について質問等ございませんか。無いようでしたら次の協議事項は

「近江八幡市市民自治基本計画について」です。

地域自治区終了後のまちづくりに向けた具体的な考え方の観点としまして、「市民自治基本計画」との整合性を持たせる必要があると思います。地域協議会として考えをまとめ、安土学区、老蘇学区両連合自治会並びに安土学区、老蘇学区まちづくり協議会にも提案してご賛同いただけるか諮りたいと考えています。

先程から福祉関係の件でも挙がっておりますが、間違いなく少子高齢化の事態は一刻一刻迫って参ります。その観点からも大きな意味でのまちづくり活動と、各自治会等でのまちづくり活動について、どのようなことをしておかないといけないのか、そのためには何の課題が有るのかを考えていただけたらと思います。

先般の会議運営部会の議論の中でもありましたが、家族構成等が各自治会で把握しにくい、全体をまとめている自治会が少ない、個人情報保護の観点もネックになりますので課題のひとつであると思います。

例えば、老蘇学区の場合「まちづくり3ヵ年計画」が策定されていますが、それらを各自治会で学区のまちづくり計画に沿って「自治会としてどうなのか。」、というところがまだまだ明確になっていません。各自治会は毎年役員が交代しますので、これら計画したものがなかなか継承され難い面があります。まちづくり協議会と自治連合会の経緯等が継承され難い、その辺もどのような仕組みを考えて行けばよいのかも課題のひとつだと思います。

福祉関係については、市社協安土支所のお話を聞きながら何か補完することが地域協議会としても提言できれば、少子高齢化に対応できるまちづくりの施策になるかとも思います。各自治会でどういうことができるのかという仕組みづくりができればというのもひとつの課題であると思います。

会長

実際に住民の方々を守る活動を各自治会でやっている訳です。その中で個々の住民の情報が分からなかったら、隣に何人住んでいるか分からなかったら、本当に地域で住民を守れるのか。今回、集中豪雨により山形県では土砂災害で亡くなった方が沢山おられます。何人住んでいるか分からなかったらやっぱりいけないと思う。私の地元の区も個人情報の部分が有るのですが、以前からルールを作って区民の台帳を作成しています。その台帳をもっと充実できれば家族の連絡先まで何かあった時に確認する仕組みもできるのですが。個人情報保護に引っかかって動きが取れないです。

事務局

その件ですが、総合支所の住民課（住民福祉グループ）に確認しましたところ、窓口にて相談いただき自治会活動の一環として自治会長さん等が申請していただければ閲覧できるとのことです。住所、氏名、生年月日が住所の字番地の番号順に打ち出されます。個別の自治会名までは表示されていませんが、住所番地が特定できるのであれば活用いただけます。

- 委員 地元の区では、年1回家族の連絡先を区長さんへ封筒に入れて封印して提出しています。何かあった時に区長さんの権限で開封ができる仕組みがあります。古いのは返却してもらいます。
- 会長 私の地元の区では、基本的に一般公開はしません。区長が確認する際に見ます。
- 委員 私の地元の区では、世帯ごとの人数を公開して、男女別、隣組別で区の公民館に掲示してあります。
- 委員 私の地元の区では、住民の家族構成、生年月日等を提出していただいています。亡くなられたら抹消します。
- 会長 非常の時の連絡先の書いた書類を封筒に入れて封印をします。年に1回本人に返却し、変更が無い場合は本人が封筒の日付欄に確認した日付を記入し確認の印を押して区長さんに返します。
- 委員 警察では年に1回家族構成や連絡先を全部控えておられますが、そういうのは公開してもらえますか。
- 会長 おそらく、それはだめでしょう。
- 委員 テレビで水害の時に支援が必要な方を近所皆に周知しておかれたので、「あそこに要支援者の方がおられる」と近所の方が助け出されたという話が有りました。
- 会長 要支援者の方で本人が「個人情報オープンにしてください。」という時はオープンにしています。しかし、自治会に未加入の方がいる場合は問題です。自治会に加入されている場合は年に1回要支援者を確認される。その中で、要支援の情報公開を承諾済みの方とそうないでない方がおられる。  
自治会に加入されていない場合や、そもそも自治会が無いところは何の手だても無いことが問題です。
- 委員 支援を要する方のリストに、元気に自転車で走り回っておられる方が挙がっていることもあります。独り暮らしの方で元気な方ですが。
- 副会長 本当は、周りの方に分かった方がよいのですが。
- 委員 逆に本当に支援が必要な方で「かまってくれるな。」と言われる方もいます。

- 会長 要支援者を自治会長は知っている、ということでやっていった方がよいのですね。
- 委員 常楽寺区と下豊浦区は、各小字には公開されていません。区で止まっています。
- 会長 万が一の時は「要支援者」と挙げてあって、助けないといけない人、として認識したらよいのです。
- 委員 今年の防災訓練から、要支援者を全部書くようになっていきます。
- 会長 要支援者を万が一の時に自治会として知っておく仕組みですね。
- 副会長 万が一の事を思うと、その地域の歯医者さんや医療関係の方には知っておいてもらいたい事だと思いますが。万が一の時は突然やってくるから、区長さん一人では対応できないし難しいところですね。
- 会長 要支援者は、民生委員・児童委員と福祉協力員は知っておられる。
- 委員 そうなると、結局は隣近所が大切ですね。
- 会長 そういうことができている自治会と、できていない自治会がある。できていない所はどういう風にできている自治会に持って行くか、というのも課題の一つです。見守り支え合いの中で組織作りをすると、自治会の中で要支援の名前が載ってきまして、毎年役員にも知っていただける。
- 一例を挙げさせてもらったので、地域課題、地域自治区終了後に起こる課題に対する対応ができる仕組みを作っておかないといけません。困ることは無いのか。「地域自治区は終了しました。では、連合自治会、学区まち協で全て行えますね。」となりますので、「それでいい。問題ない。」というならそれで良いのですが。住民の立場で問題があった場合、では仕組みは何がいいのか。
- 先進地視察については、岐阜市（柳津町）と恵那市に当たっていただいておりますが今のところ進展していません。前回の定例会終了後に宗野アドバイザーから伊賀市についての提案がありました。本日、宗野アドバイザーはご欠席ですので、詳細について調べながら積極的に取り組んで行けたらと考えています。
- 岐阜市柳津町については、庁舎の改築等で場所的な問題、人員の問題等有りまして受け入れていただける人数は少ないですが、合併特例法で設置され 10 年が経過して終了された地域であることから、数名の委員さんで視察に行くことも考えております。

伊賀市については、住民自治協議会という組織を立ち上げておられると宗野アドバイザーが言われておられました。どのような運用をされているのか参考にしたいとも考えております。

「市民自治基本計画」についても、これからどのようにするのか単なる計画では具体化がなかなかできないかもしれません。これからどうするのかということも課題であると思います。このことも改めて挙げさせていただきますのでお考えいただきたい。

時間も押して参りました、事務局よりその他何かございますか。

無ければ、本日の議事の予定は以上です。

8月の会議運営部会につきましては、8月8日（火）午前9時30分からということ決定しております。8月定例会については、8月24日（木）午後1時30分からということで提案いたします。皆さんいかがでしょうか。

では、8月定例会は8月24日（木）午後1時30分からでお願いします。

では以上で、本日の会議を終了したいと思います。

副会長から一言お願いします。

副会長

(あいさつ)

【終了 15:45】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所

住民課 庶務グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp